1 総則

- (1) この仕様書は令和7年度宮崎県観光案内板情報更新等業務(以下「委託業務」という。)について適用する。
- (2) 委託業務はこの仕様書に基づき作業し、疑義が生じた場合は、県観光推進課の指示により実施することとする。

2 委託業務の内容

・ 観光案内板(以下「案内板」という。)の情報更新の業務

ア 作業箇所

県内にある14基の案内板(別紙1参照)及び、腐食している観光案内板の修繕(別紙6参照)

イ 作業内容

以下はおおよその作業内容を示したものであり、個別の案内板ごとの作業内容については、別紙 2 を確認すること。

- ① 案内板が設置されている現地へ出向き、寸法や現状を確認する。
- ② 本仕様書に基づいて板面データの更新案を作成し、県観光推進課の承認を受ける。

なお、板面データについては、AIファイル形式で県観光推進課が提供する。受託業者は、県観光推進課へ未開封のCD-R又はDVD-Rを持参し、板面データの提供を受けること。

③ 各案内板の更新方法(本項ウ参照)に応じた屋外用印刷物を制作し、 既存の板面シートの上から貼り付ける。

保護用アクリル板がある案内板については、当該アクリル板の脱着作業を必要とする。

- ウ 各案内板の更新方法及び内容
 - ・ 板面シート全体の屋外用印刷物を制作し、既存の板面シートの上から 貼り付けること

なお、既に貼り付けられている情報更新用の屋外用印刷物を剥がす等により、貼り付け後の板面シートに凹凸ができないようにすること。

- ・ 各案内板の更新内容は別紙2から別紙5のとおり。
- エ 屋外用印刷物の規格
 - (ア) 色

カラー印刷

(イ) 紙質

長期耐久性に優れるもの(5年は明らかに色ムラ、色落ちが見られない程度)

(ウ) 印刷方法

屋外であっても、5年程度は印刷面が劣化しない印刷方法(特殊溶剤

を使ったUV仕様の印刷方法等)

オ その他

板面更新の作業に係る施設への事前連絡等は、原則として受託者において実施すること。

3 著作権の取扱い

- (1) 本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。 受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。
- (2) 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、 処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (3) 成果物について、第三者の著作権・肖像権その他の権利(以下「第三者の権利」という。)を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。

4 施工管理

- (1) 着手前に、現地調査の上、工法、手順を記載した施工計画書等の必要書類を県観光推進課に提出し、承認を受けること。
- (2) 施工に当たっては、安全管理・事故防止を徹底すること。
- (3) 必要に応じて樹木の移植や看板等の移設を行う場合を除き、施工後は原状に回復すること。

5 業務実施報告等

委託業務終了後、次に掲げるものを県観光推進課まで提出すること。

(1) 業務実施報告書(任意様式)

更新前後の案内板の写真、更新箇所の詳細な写真、それぞれの案内板の寸 法及び県観光推進課が別途指示する事項を記載の上、A4版で2部提出する こと。

- (2) 次の電子データを保存したCD-R又はDVD-R
 - ・ 更新前後の案内板の写真、更新箇所の詳細な写真等の電子データ
 - Adobe Illustrator 等の元データを再現できる電子データ
 - · PDF形式で保存した電子データ

6 委託料の支払い

委託業務完了後の精算払いとする。

7 納入期限

令和8年3月19日(木)

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項に当たって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において 対処することとする。